

3条改正に係る許認可手続き等に
係る被規制者との意見交換会

第1回

令和4年6月27日(月)

原子力規制庁

3条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会

第1回 議事録

1. 日時

令和4年6月27日（月）10：30～11：39

2. 場所

原子力規制委員会 13階会議室B、C、D

3. 出席者

<第一部：試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、東海再処理施設及び廃棄物管理施設（JAEA大洗研究所）を対象>

原子力規制庁

志間 正和（座長）	原子力規制庁	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全規制管理 官
藤森 昭裕	原子力規制庁	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全管理調査 官
上野 賢一	原子力規制庁	原子力規制部	研究炉等審査部門	管理官補佐
加藤 淳也	原子力規制庁	原子力規制部	研究炉等審査部門	上席安全審査 官
伊藤 岳広	原子力規制庁	原子力規制部	研究炉等審査部門	主任安全審査 官

日本原子力研究開発機構

高橋 康雄	敦賀廃止措置実証部門	高速増殖原型炉もんじゅ	安全・品質保 証部品質保証課長
沖本 克則	核燃料サイクル工学研究所	再処理廃止措置技術開発センター	技術部品質保証課長
石田 倫彦	核燃料サイクル工学研究所	再処理廃止措置技術開発センター	廃止措置推進室 室長代理
石井 淳一	原子力科学研究所	臨海ホット試験技術部	臨海技術第1課マネ

		ージャー		
細谷 俊明	原子力科学研究所	研究炉加速器技術部	J R R - 3 管理課	マネージャー
阿波 靖晃	原子力科学研究所	研究炉加速器技術部	N S R R 管理課	マネージャー
山田 悟志	原子力科学研究所	バックエンド技術部	廃止措置課	マネージャー
福島 学	原子力科学研究所	保安管理部	品質保証課	技術副主幹
中村 保之	敦賀廃止措置実証部門	新型転換炉原型炉ふげん	廃止措置部	計画管理課
宮本 政幸	敦賀廃止措置実証部門	新型転換炉原型炉ふげん	安全・品質保証部	品質保証課長
廣田 隆	敦賀廃止措置実証部門	新型転換炉原型炉ふげん	安全・品質保証部	品質保証課
遠藤 邦明	大洗研究所	保安管理部	技術主席兼施設安全課長	
阿部 和幸	大洗研究所	環境技術開発センター	環境保全部	環境計画課長
井出 広史	大洗研究所	環境技術開発センター	材料試験炉部	廃止措置推進課長
井上 賢紀	大洗研究所	高速炉サイクル研究開発センター	高速実験炉部	技術副主幹
野尻 直喜	大洗研究所	高温ガス炉研究開発センター	高温工学試験研究炉部	H T T R 計画課
金井 克太	青森研究開発センター	保安管理課長		
安 和寿	青森研究開発センター	保安管理課	マネージャー	
片野 好章	敦賀廃止措置実証部門	敦賀廃止措置実証本部	廃止措置推進室	室長代理
澤崎 浩昌	敦賀廃止措置実証部門	敦賀廃止措置実証本部	廃止措置推進室	計画・調整 G r . 技術主幹
伊藤 主税	安全・核セキュリティ統括本部	統括管理室	研究主幹	
中村 圭祐	安全・核セキュリティ統括本部	統括管理室	技術副主幹	

大内 諭 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理 主
査

東京都市大学原子力研究所

内山 孝文 原子炉施設管理室長
松浦 治明 品質マネジメント管理責任者

近畿大学原子力研究所

芳原 新也 管理室長
杉山 亘 原子炉主任技術者代行者

京都大学複合原子力科学研究所

三澤 毅 安全管理本部長
高宮 幸一 中央管理室副室長
堀 順一 研究炉部長

東京大学

間瀬 幸雄 原子炉管理部長
村岡 真 技術専門職員
吉廻 智江 助教

立教大学原子力研究所

北本 俊二 所長
大村 直孝 管理室長
浅葉 ひろみ 管理室

東芝エネルギーシステムズ株式会社エネルギーシステム技術開発センター

熊埜御堂 宏徳 原子力技術研究所 原子炉技術担当部長
増山 忠治 原子力技術研究所 臨海実験措置室長
吉岡 研一 原子力技術研究所 臨海実験装置主務者

株式会社日立製作所

蒲生 秀穂 王禅寺センタ 王禅寺センタ長
鈴木 裕子 王禅寺センタ 設計グループ長
小木曾 拓也 王禅寺センタ 管理グループ長

<第二部：廃棄物埋施設及びクリアランスを対象>

原子力規制庁

志間 正和	原子力規制庁	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全規制管理官
菅生 智	原子力規制庁	原子力規制部	研究炉等審査部門	主任安全審査官
大塚 伊知郎	原子力規制庁	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査専門職

A T E N A

久野 悟	原子炉廃棄物 WG	主査
上山 裕	副部長	

日本原子力研究開発機構

八木 直人	人形峠環境技術センター	廃止措置・技術開発部	部長
大橋 裕介	人形峠環境技術センター	廃止措置・技術開発部	廃止措置推進課 課長
島池 政満	人形峠環境技術センター	廃止措置・技術開発部	廃止措置推進課 マネージャー
山根 いくみ	人形峠環境技術センター	廃止措置・技術開発部	廃止措置推進課 課員
伊東 康久	人形峠環境技術センター	安全管理課	課長
西村 善行	人形峠環境技術センター	安全管理課	マネージャー
毛利 直人	新型転換炉原型炉ふげん	廃止措置部	施設管理課 課長
山本 耕輔	新型転換炉原型炉ふげん	廃止措置部	施設管理課 課員
中村 保之	新型転換炉原型炉ふげん	廃止措置部	計画管理課 マネージャー
樽田 泰宜	新型転換炉原型炉ふげん	廃止措置部	計画管理課 主査
宮本 政幸	新型転換炉原型炉ふげん	安全・品質保証部	品質保証課 課長
廣田 隆	新型転換炉原型炉ふげん	安全・品質保証部	品質保証課 マネージャー
亀尾 裕	バックエンド技術部	次長	
石森 健一郎	バックエンド技術部	放射性廃棄物管理技術課	課長
田中 究	バックエンド技術部	高減容処理技術課	技術副主幹
松本 潤子	保安管理部	品質保証課	課長
福島 学	保安管理部	品質保証課	技術副主幹

神川 豊 保安管理部 品質保証課 課員
片野 好章 敦賀廃止措置実証部門 敦賀廃止措置実証本部 廃止措置推進室 室長
代理
澤崎 浩昌 敦賀廃止措置実証部門 敦賀廃止措置実証本部 廃止措置推進室 計
画・調整 Gr. 技術主幹
伊勢田 浩克 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理 課長
中村 圭佑 安全・核セキュリティ統括本部 統括管理室 技術副主幹
大内 諭 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理 主査

日本原燃株式会社

宮内 善浩 埋設事業部 埋設計画部 計画 G L
古田 光法 埋設事業部 開発設計部 施設計画 G L
佐藤 史章 安全・品質本部 品質保証部長
黒石 有毅 安全・品質本部 品質保証部 品質保証 G L

4. 議題

<第一部：試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、東海再処理施設及
び廃棄物管理施設（JAEA大洗研究所）を対象>

- (1) 3条改正に係る書類及び手続きについて
- (2) 長期施設管理方針に係る保安規定変更認可手続きについて
- (3) 廃止措置実施方針の公表後の見直しについて
- (4) その他

<第二部：廃棄物埋設施設及びクリアランスを対象>

- (5) 3条例改正に係る書類及び手続きについて
- (6) 廃止措置実施方針の公表後の見直しについて
- (7) その他

5. 配付資料

<第一部：試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、東海再処理施設及
び廃棄物管理施設（JAEA大洗研究所）を対象>

資料1 3条改正に係る書類及び手続きについて

資料1参考1 規制新旧対照表（試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉、

再処理施設、廃棄物管理施設)

- 資料2 長期施設管理方針に係る保安規定変更認可手続きについて
- 資料3-1 廃止措置実施方針の公表後の見直しについて(試験研究用等原子炉施設)
- 資料3-2 廃止措置実施方針の公表後の見直しについて(研究開発段階発電用原子炉)
- 資料3-3 廃止措置実施方針の公表後の見直しについて(再処理施設)
- 資料3-4 廃止措置実施方針の公表後の見直しについて(廃棄物管理施設)
- <第二部：廃棄物埋設施設及びクリアランスを対象>
- 資料1 3条改正に係る書類及び手続きについて
- 資料1参考2 規制新旧対照表(第二種廃棄物埋設施設、クリアランス)
- 資料4 廃止措置実施方針の公表後の見直しについて(廃棄物埋設施設)

6. 議事録

○志間安全規制管理官 定刻になりましたので、ただいまから第1回3条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会を開催します。

まず、第一部ということで、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、東海再処理施設及び廃棄物管理施設に係る許認可・承認を取得されている方々と意見交換を行いたいと考えております。

今回、第一部に参加していただいている方々といたしましては、日本原子力研究開発機構、東京都市大学原子力研究所、近畿大学原子力研究所、京都大学複合原子力科学研究所、東京大学、立教大学原子力研究所、東芝エネルギーシステムズ株式会社エネルギーシステム技術開発センター、株式会社日立製作所の方々に参加していただいております。

皆様、お忙しい中、意見交換会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

原子力規制庁からは、私、研究炉等審査担当安全規制管理官の志間、安全管理調査官の藤森、管理官補佐の上野、上席安全審査官の加藤、主任安全審査官の伊藤が参加させていただきます。

現在、原子力規制庁では、試験研究用等原子炉施設等に対する安全審査を合理的に進めるため、3条改正の施行及び運用の結果として明らかになりつつある規制課題に対しまして、規則又は運用の改善を検討しているところでございます。本意見交換会では、被規制者の皆様におかれて認識されている課題についても、本日、忌憚のない意見をいただきました

いと考えております。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、議題はお手元にお配りの議事次第に記載のとおりでございます。

本日の意見交換会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、テレビ会議システムを利用しております。音声等が乱れた場合には、お互いその旨を伝えるようにしてください。

それでは、議事に入ります。

第一部では、まず規制庁側から、(1)3条改正に係る書類及び手続きについて、(2)長期施設管理方針に係る保安規定変更認可手続きについて、(3)廃止措置実施方針の公表後の見直しについての3件についてそれぞれ説明をいたします。その後、それぞれの説明について質疑応答の時間を取りたいと思います。

それでは、規制庁側から資料1の説明をお願いします。

○伊藤主任安全審査官 原子力規制庁の伊藤でございます。

資料1に基づいて御説明をいたします。

まず、1ページ目ですね、本日の説明の趣旨になりますけれども、令和2年4月1日付で原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第3条による改正が施行されておまして、許可の基準、設工認及び保安規定の認可基準、そして申請書の記載事項が変更されています。

本施行の後、一部の申請案件において、書類及び手続の不備が判明しておまして、これについて令和3年度第60回及び第75回の原子力規制委員会に内容と対処方針を報告してございます。

これらの不備ですけれども、原子炉等規制法及び関係規則の変更についての、我々、審査官の理解の不足であったり、チェック体制の欠落というところに起因をしている側面がありまして、申請者の皆様に対しても遵守すべき事項をその当時適切に周知ができていなかったものでございます。

本説明ですけれども、こうした規制委員会の議論を踏まえまして、再発の防止を目的としまして申請書の記載事項について改めて周知を行うものでございます。

2ページ目、お願いいたします。3条改正の経緯になります。平成29年の4月に安全対策の強化のための、先ほども申しあげました原子炉等規制法の一部を改正する法律が公布されております。

その後、令和2年の4月に同法の3条に係る改正が施行されております。事業指定や許可の要件に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の体制、それから基準に適合することを追加としていまして、本件に関する経過措置としまして、令和2年6月を期限としまして品質管理に必要な体制の整備に関する事項を届け出ることとしていまして。

次、3ページになりますけれども、改正に伴う追加の要求といたしましては、事業指定・許可の要件としまして、設計及び工事の体制に関する品質管理の方法及び体制が基準に適合することを追加してございます。

また、許可段階の申請書に対しまして、許可段階から廃止措置まで一貫した品質管理体制に基づく品質管理活動の基本的な枠組みについて記載をすることを求めています。

4ページ目です。3条改正に伴いまして、申請書に記載が必要になった事項について示しております。許可の本文には、品質管理に必要な体制の整備に関する事項を追加し、添付書類には同事項の説明書を追加してございます。

設工認については、本文として工事工程表を追加しています。また、添付書類としまして、許可との整合性に関する説明書、それから分割申請の場合の申請範囲外の設計及び工事の計画の概要、そして設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類、これを追加してございます。

保安規定に関しましては、関係法令及び保安規定の遵守のための体制、それから設計想定事象に係る施設の保全に関する措置、施設管理、長期施設管理方針の策定、そして品質マネジメントシステムを追加してございます。

続いて、廃止措置計画につきましては、本文に性能維持施設、それから性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間、そして品質マネジメントシステムを追加しています。添付書類として、性能維持施設の位置・構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間、それから品質マネジメントシステムに関する説明書を追加してございます。

以上、試験炉施設のみならず事業区分によって異なる点がありますので、資料1の参考として新旧対照表などをつけておりますので、こちらを御覧いただきまして、正確な内容を把握した上で個々の申請に対応していただければと思います。

5ページ目になりまして、記載の不備の概要というページになります。冒頭で触れておりました点のうち、記載の不備があったものの累計としまして、大きく二つ分かれており

まして、添付書類の添付がついていなかったものというところ、それから一部補正時の記載の不備というのがあります。第一部、参加いただいております事業区分との関係で言いますと、この一つ目ですね、品質管理に必要な体制の整備に関する説明書や許可等の整合性に関する説明書が申請書において添付をされていなかったというものになっております。

6ページ目になります。原子力規制庁におきましても、申請時点で記載事項であるとか添付書類に必要なものがそろっているかというところを確認を改めてするように留意しておりますけれども、被規制者におかれましても、申請の際には各事業の規則に定められた申請書の記載事項及び添付書類を確認の上、申請いただくようお願いいたします。

資料1につきましては以上になります。

○志間安全規制管理官 続いて、資料2の説明をお願いします。

○加藤上席安全審査官 規制庁の加藤です。

そうしましたら、資料2の長期施設管理方針の保安規定の手續について説明をさせていただきます。

まず、1. 経緯でございますが、原子力規制検査制度の実施に向けまして、試験炉規則では令和2年3月17日付、それと保安規定審査基準につきましては同年2月5日に改正されております、いずれも同年4月1日に施行されてございます。

本改正におきましては、改正前の「経年変化に関する技術的な評価」につきましては、「経年劣化に関する技術的な評価」、また、「施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画」につきましては、「長期施設管理方針」とされまして、経年劣化に係る技術的な評価に関する事項、それと長期施設管理方針を含む施設管理に関する事項を保安規定に定めることとなっております。

次に2. 試験炉規則等における要求事項でございます。経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針につきましては、下の①から⑤のとおりとなっております、まず、①運転開始後30年までに、経年劣化に関する技術的な評価を行いまして、その後10年間の長期施設管理方針を策定。

②といたしまして、経年劣化に関する技術的な評価は10年を超えない期間で再評価を行い、次の10年間の長期施設管理方針を策定。

③といたしまして、経年劣化に関する技術的な評価の設定条件や評価方法を変更する場合は、同評価を見直しし、長期施設管理方針を変更。

④といたしまして、保安規定に、試験炉施設の施設管理に関することを定めること。具

体的には経年劣化に係る技術的な評価、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」こちらを参考といたしまして、その評価の手順及び体制を定めまして、定期的実施することが定められていること。

⑤といたしまして、試験炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合、保安規定申請書に技術評価書が添付されていること。これらが求められてございます。

次に3. 保安規定の変更認可を受ける時期についてでございます。各試験炉の施設における現行の長期施設管理方針が終了する時期につきましては下表のとおりとなっております。設置者におかれましては、現行の長期施設管理方針が終了し、次の10年間の長期施設管理方針の対象期間が始まる前までに、保安規定に施設管理に関することを定め、変更認可を受ける必要がございます。また、審査には一定期間を要することを考慮していただきまして、計画的に申請を行っていただくようお願いいたします。

説明のほうは以上でございます。

○志間安全規制管理官 続いて、資料3-1の説明をお願いします。

○伊藤主任安全審査官 原子力規制庁の伊藤でございます。

資料3-1について御説明をいたします。

まず一つ目のポツで趣旨というところでございますけれども、原子炉等規制法の一部を改正する法律第2条の規定が平成30年10月1日から施行されておりました、炉規法第43条の3の規定に基づいて、試験炉の設置者には廃止措置実施方針の作成と公表が義務づけられることになっています。

廃止措置実施方針の作成と公表などについては、試験炉規則第16条の5の2から第16条の5の4までに規定をしております、この中で廃止措置実施方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うことを求めています。

改正法第2条の施行から5年が近づいていることもございまして、廃止措置実施方針を公表後に改定をしていない設置者にあっては見直しが必要となるということがございますので、改めてお知らせをするものでございます。

二つ目のポツ、廃止措置実施方針の見直しの時期になります。廃止措置実施方針の見直しの時期ですけれども、これは試験炉規則第16条の5の4において、「少なくとも5年ごとに、廃止措置実施方針を見直す必要があると認めるときは、これを変更しなければならない」というふうに規定をしております。また、廃止措置実施方針の作成に関する運用ガイドでは、この中の3ポツですね、「作成等を行う時期」において、「廃止措置実施方針

の公表後、少なくとも5年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があるときには変更を加えるものとする」というふうにしております。これらを踏まえまして、設置者においては期限までに廃止措置実施方針の見直しについて、遺漏なく対応をいただくように依頼いたします。

それから、2ページ目、3. 見直し後の対応になります。設置者におきましては、見直しによって当該方針を変更した場合には、炉規法第43条の3第3項において、遅滞なく変更後の廃止措置実施方針の公表を義務づけられていますので、遺漏なく対応を願います。また、既に見直しの行われている設置者もおられると思いますけれども、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、平成30年1月26日の面談で依頼をした事項に基づきまして、引き続き原子力規制庁の研究炉等審査部門に当該公表の日付や公表したウェブサイトのURL等の提供を依頼いたします。なお、見直しの結果といたしまして、試験炉規則第16条の5の第1号から15号までに変更がなかったとした場合においても、同条第16号において見直しを行った日付を廃止措置実施方針に記録をする必要がございますので、第16号に基づく記載事項の変更になりますので、この場合でも廃止措置実施方針の変更の公表が必要となります。

資料の説明は以上になります。

○志間安全規制管理官 それでは、質疑に入りたいと思います。これまで規制庁のほうから御説明させていただきました3点の内容につきまして、各皆様のほうから御質問、御意見がございましたら、そのウェブ上で挙手をしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、近畿大学の芳原先生、お願いできますでしょうか。

○近畿大学原子力研究所（芳原） どうも御説明ありがとうございます。近畿大学の芳原です。

2点ちょっと質問がございまして、1点目が資料1についてなんですけれども、資料1で設工認のときに許可整合性の説明書というものが添付で必要だということを御説明していただきましたが、この設工認をする際には、その設工認の申請をする前に行政相談をしてくださいという形でたしか指導が出ていたと思います。この許可整合性の説明書というのはそのときの行政相談資料に記載している中身と同じものでよいのかどうなのかというのがまずちょっと1点目の質問となります。

それから、2点目の質問が、資料2についてなんですけれども、資料2の中で、保安規定

の変更、2ページ目の3ポツでございますけれども、ここで一定期間が必要だということなんですけれども、この期間として、審査の期間は事業者によってちょっと事情が変わってくるので異なるということは分かるのですが、その後の処理期間として、要は認可までということで、大体どの程度、1.5か月ぐらいを見込んでおけばいいのかどうなのか、それとももうちょっと見込んでおいたほうがいいのかというところについてちょっと質問です。

この2点をよろしくお願いします。

○志間安全規制管理官 はい、どうぞ。

○伊藤主任安全審査官 規制庁、伊藤でございます。

まず、1点目の御質問についてお答えをさせていただきますと、行政相談との関係で示した資料の内容と一緒にいいのかというところでしたけれども、大事な点といたしましては、許可を受けた申請書の内容と設工認申請の説明書類の内容が許可の設計方針や許可での約束をされた事項と合致をするということが重要というふうに考えておりますので、行政相談との関係というよりは、申請書としてしっかり整合するということを留意いただければというふうに考えております。

○近畿大学原子力研究所（芳原） ありがとうございます。じゃあその場合はまたちょっと資料の作り込みなんかもあれですかね、審査の中でちょっとチェックしていただけるという、そういった考えでよろしいでしょうか。

○伊藤主任安全審査官 規制庁の伊藤でございます。

今おっしゃっていただきましたとおり、申請いただきましたら、それ以降の審査の中で考え方をしっかり確認をさせていただくということになりますので、御理解のとおりとなります。

○近畿大学原子力研究所（芳原） ありがとうございます。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁の藤森です。

今の点ちょっと補足させていただきますが、最初に行政相談を必ずするような形で御発言されていましたが、特段行政相談についてはマストではなくて、何か申請に当たって事前に悩む部分があるのであればもちろん相談していただいておりますけれども、具体的な中身については、やはり申請を受けてから審査となりますので。

○近畿大学原子力研究所（芳原） そうですね。

○藤森安全管理調査官 必ずしも行政相談をしてくださいという指導はしていないと思っております。

○近畿大学原子力研究所（芳原）　　そうですか。少し前にちょっと設工認が必要ではない工事ということでちょっと行政相談させていただいて、そのときに、規制庁として、たしか行政相談をということで何か文書をたしか出されていたと思いますが、あれはマストではなくて、本当に微妙なときには必ずという、そういう感じということでよろしいんですかね。

○藤森安全管理調査官　原子力規制庁、藤森ですが、ちょっとどういう文書を想定されているのかちょっと認識できていないんですけれども、今言われたとおり、基本悩むような部分、申請がこれ必要なのだろうかという、そういったところで事業者側として悩む部分があれば、もちろんだんだ行政相談をしていただいたほうがいいと思っておりますけれども、特段悩む部分がなければ申請をしていただいて、その上で我々のほうで審査をさせていただくという形になりますので、そのような認識でいただければと思います。

○近畿大学原子力研究所（芳原）　　どうもありがとうございます。

○加藤上席安全審査官　規制庁の加藤です。

質問2点目について回答をさせていただきます。審査終了後におかれましては、大体いつも補正が出てくるものと認識しておりまして、概ねそこからの処理期間として、今までの実績を見ますと1か月程度かかるものと考えてございます。

以上です。

○近畿大学原子力研究所（芳原）　　ありがとうございます。

○藤森安全管理調査官　原子力規制庁、藤森です。

今の点も補足いたしますけれども、まずどれぐらい前に申請が必要かというところなんですけれども、保安規定の標準処理期間としては3か月になっているかと思います。ただ、この技術評価書はかなり、その炉にもよるかもしれませんが、かなりボリュームがあるものと認識しておりまして、実用炉の例で言いますと、基本1年ぐらい前には申請をいただいているようなものとなってございます。ただ、実用炉の場合は審査会合等で技術評価の中身を細かくチェックしていくということでそれぐらいの前に出していただくことになっているんですけれども、試験炉、その炉にもよると思いますけれども、少なくとも半年ぐらい前には申請いただけるように準備のほうは進めていただければというふうに思っております。

以上です。

○近畿大学原子力研究所（芳原） 了解しました。ありがとうございます。

○志間安全規制管理官 それでは、続きましてJAEAの原科研のほうからお願いできますでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（石井） 原子力機構原科研STACYの石井です。よろしくお願いいたします。

資料2の1ページの2ポツのところで確認なんですけども、①のところに運転開始後30年までにという記載がありまして、この運転開始の定義について、ちょっと確認なんですけども、これについては、従来試験炉は文部科学省のほうから事務連絡というのがあって、初回の保安規定認可日というところでほかの施設は評価を実施しているんですけども、一方で発電炉は使用前検査の合格日を起点としているというところがありまして、今後、使用前検査、発電炉と同じように使用前検査の合格日を運転開始30年の規定に統一していただきたいというふうに考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

以上です。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

今、御指摘いただいた点、ちょっと過去のほかの炉との並びもございますので、ちょっと我々のほうで検討させていただいて、また改めてちょっと御回答させていただければと思います。

以上です。

○日本原子力研究開発機構（石井） 原子力機構の石井です。

承知しました。よろしくお願いいたします。

○志間安全規制管理官 続いて、近畿大学の杉山様のほうからお願いできますでしょうか。

○近畿大学原子力研究所（杉山） 本日はよろしくお願いいたします。近大、杉山です、

今度は資料3-1の廃止措置実施方針の見直しについて、もう一度ちょっと確認させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

最後のほうで、見直しの対応のところです。3. 見直しの対応の最後の最後のほうなんですけど、見直しの結果、変更がなかったとしてもその旨を変更と公表しなさいということがあったんですけども、確認させてください。近大として見直した結果、見直す必要はないですよということになった場合も規制庁さんに連絡すること。それと我々のホームページでちゃんとその見直した日付がしっかり分かるようにして公表しておくことという二つでよろしいんでしょうかね。

○志間安全規制管理官 どうぞ、伊藤審査官から。

○伊藤主任安全審査官 規制庁の伊藤でございます。

おっしゃるとおり、分かりやすいところとしては実施方針の中に見直しを行った日付を明記いただいて、その上で公表いただくと。それとともに原子力規制庁に御連絡をいただくということで御対応いただければと思います。

○近畿大学原子力研究所（杉山） もう1点、近大、杉山です、

そこで、初版は何年何月ですよ、2版目は何年何月ですよということを公表するいわゆる電子文書のPDFに記載しておけばいいということでしょうか。

○伊藤主任安全審査官 規制庁、伊藤でございます。

そのような形で御対応いただいて結構でございます。

○近畿大学原子力研究所（杉山） ありがとうございます。

○志間安全規制管理官 ありがとうございます。

続いてJAEAの東京の方からお願いできますでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（中村） ありがとうございます。原子力機構安全・核セキュリティ統括本部、中村と申します。

私も資料3、廃止措置実施方針についてお伺いしたいんですけども、ここで見直しと変更という言葉があるんですけども、その廃止措置実施方針の運用の仕方として、記載事項は何か変更があればその都度見直しを行うというものではなくて、定期的に見直しを行い、その結果変更がある場合はリバイスをかけるという、そういう運用というふうに理解すればよろしいでしょうか。

○伊藤主任安全審査官 規制庁の伊藤でございます。

そうですね。5年以内に見直すということですので、定期的に見直しを行っていただいて、その上で、先ほど近畿大学さんにもお答えをしておりますけれども、変更ありなしにかかわらず、ない場合は日付を記す、変更がある場合は変更点をしっかり明記をしていただくということで見直しを進めていただくということで対応いただければと思います。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構、中村です。

理解いたしました。ありがとうございます。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

今の点、補足ですけれども、3-1の5ページ目に関係法令として規則をつけさせていただいておりますけれども、その前の法律ですね、法律の四十三条の三の第3項を見ていただ

くと、廃止措置実施方針の変更をしたときは遅滞なく公表しなければならないということで、もちろん少なくとも5年ごとに見直さないといけないんですけども、それ以外でも、例えば変更許可を受けたりしてその内容が変わるとか、あるいは廃止措置の段階に入っている原子炉であれば、廃止措置計画の変更の認可を受けて、その変更によって廃止措置実施方針も変わるのであれば、その時点時点ごとに変更して公表することとなりますので、そこはそういう理解で御対応いただければと思います。

以上です。

○日本原子力研究開発機構（中村） 原子力機構です。

承知いたしました。

○志間安全規制管理官 すみません。KURNS、京都大学でしょうか、挙手をされているのでお願いできますでしょうか。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） ありがとうございます。京都大学の三澤といいます。

資料2のことでちょっとお伺いしたいと思います。資料2の3ポツに保安規定変更の認可を受ける時期ということで記載しておりまして、長期施設管理方針については既に保安規定にもどういう形でやるということはもう既に記載されているところでございますが、我々のところ、来年度に見直すということで、下に書いてありますように迫っているわけなんです、これは長期施設管理方針の見直しというものと、したときには保安規定を何らかの形で変えなければいけないということなんですか。それとも保安規定で長期施設管理方針の決め方について変更した場合には保安規定を変更するということなんですか。

すみません。よろしく申し上げます。

○加藤上席安全審査官 規制庁の加藤です。

まず、技術評価書のほうをまず評価をしていただいて、変更なしの場合は、そのときに取った評価をした日付ですね、それをきちんと保安規定のほうに明記して行うという処理がございます。

説明のほうは以上です。

○藤森安全管理調査官 すみません。規制庁藤森ですが、ちょっと追加で説明いたしますけれども、まず、保安規定に長期施設管理方針を定めて、その日付、何年から何年までの対象だということは明記いただくんですけども、それに加えて、技術評価書を添付す

ることに、保安規定の変更認可申請において技術評価書を添付することが新たにこの3条改正後求められておりますので、必ず技術評価書と保安規定の本文なり、普通最後に添付だったか、ちょっと後ろのほうに長期施設管理方針を書いた上で技術評価書を添付するということです。先ほど申しましたが、この技術評価書も申請いただいて、我々のほうでも見る、確認する必要がございますので、なるべく早く半年以上前に申請いただければというふうに考えているものでございます。

以上です。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） ありがとうございます。

ちょっと確認なんです、今の保安規定、我々のところに具体的に今のこの2013年からなるんですが、13年から23年という日付は今我々のところに入ってないんですが、今後、これについては保安規定のところに日付、いつからいつまでということを明確に記載するという対応するという事でよろしいでしょうか。

○藤森安全管理調査官 そのような理解でお願いいたします

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） ありがとうございます。

○志間安全規制管理官 だから見直した結果、変更がなくても対象期間が変更されるので、保安規定変更認可は必要になるという理解でよろしいですね。

ありがとうございます。

続いて、JAEAの原科研のほうからお願いできますでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（阿波） JAEA原科研の阿波と申します。よろしくお願いたします。

同じく資料2について2点確認させていただきたいと思います。まず、この長期施設管理方針に係る保安規定の記載について、今後、試験研究炉については保安規定にどう記載するかというのはちょっと御相談させていただきたいと思います。そのときは行政相談という形でよろしいでしょうか。

もう1点、この資料の2ポツの⑤のところに記載していただいています技術評価書に添付というお話なんです、ちょっとこの技術評価書の申請書に申請に当たっての位置づけをちょっと確認させていただきたいと思います。その理由といたしましては、試験炉規則の15条のほうに保安規定の申請に当たっての記載がございますが、その中で添付書類をつけるという規定にはなってございません。ですので、今回、技術評価書を示すようにという御指示なのは理解いたしますので、それについては申請の際、別途参考資料という形で

お出しするという形でよろしいでしょうか。

以上、2点でございます。

○加藤上席安全審査官 規制庁の加藤です。

まず、1点目について回答させていただきます。この長期施設管理方針に係る行政相談、こちらでも承りますので言っていたいただければと思います。

1点目の回答については以上でございます。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

2点目の技術評価書の位置づけでございますけれども、求めているのは資料2の4ページ目に記載がありますとおり、保安規定の審査基準の中でこういった形で申請書に技術評価書が添付されていることということを審査基準上求めてございます。したがって、審査において必要な書類、この審査基準を確認する上で必要な書類となつてはございますけれども、最初に言われたその規則との関係につきましては、ちょっとすみません即答できませんので、ちょっとほかの炉の実用炉等の例等も踏まえまして、少しちょっと我々の方でも整理させていただければと思いますけれども、確実にこの審査基準で求めているということで審査上必要な書類というところは御理解いただければと思います。

以上です。

○志間安全規制管理官 JAEA原科研のほうで、御指摘いただいた技術評価書の添付の位置づけについては、内部で確認の上、別途お答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（阿波） はい、原子力科学研究所でございます。

ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

○志間安全規制管理官 ほかに、規制庁からの3件の説明について御質問・御意見等ございますでしょうか。

ないようですので最後にその他の議題でございますけれども、特に今回規制庁から御説明させていただいた、今回規制庁のほうで3条改正に係る申請におきまして、行政処分上の不備があったといったところが今回の意見交換会の場の発端となっているんですけれども、そのほかに何か御意見があればお聞きしたいと考えております。

特にこの要求において過剰な要求になっているんじゃないのかといったところとか、規制が冗長でいろんなところから同じことについて申請を求められているんだけど、本当

にこれは必要なかといったところも、今回の3条改正絡みの不備の原因究明をしていく中でうちの規制庁の中でも疑問に思うところが出てきているんですけども、実際に規制を受けられる皆様のほうにおきまして、そういった懸念というんですかね、疑問に思うところ、おかしいと思うところといったところがあるのではないのかなと考えております。

そういった点についても、今回いい機会でございますので、もし御意見とか、問題提起とかございましたら、この機会に提起していただければと思うんですけども、いかがでございませうでしょうか。

はい、近畿大学の芳原先生、お願いできますでしょうか。

○近畿大学原子力研究所（芳原） はい、ありがとうございます。近畿大学の芳原です。

特に品質保証のところ絡んでなんですが、品管規則でちょっと求めているところというものが、中身として許可の中で添付11で、QCPのほうを添付してという形なんですけど、設工認のほうでもQCPのほうを明確にしてということちょっと重複してるようなイメージがあるんですけど、そこはなぜ重複してるんでしょうかというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

まず今回許可段階に品質管理体制、品質マネジメントシステムを持ってきたのは、これまでは設工認段階からの設工認段階における品質管理マネジメント体制を求めていたということで、そこは許可段階に格上げいたしまして、許可の段階から一貫性を持って品質管理マネジメント体制を事業者で安全を確保していただくという上で、やはりその許可の段階から品質管理体制について必要だということで、許可の段階から求めたものでございまして、設工認段階ではその設工認段階における品質管理体制について、説明していただくことになっているかと思えますけれども、今回の変更では特に許可の段階から求めているというところで御理解いただければと思うんですけども。

○近畿大学原子力研究所（芳原） すみません、これ新規制基準のときにやって、元々新規制基準のときは、今回の3条改正の前でしたので、QCPそのものを問われていたのが、設工認の中で全体をチェックしてという形で、3条改正があつて、許可の段階でQCPのチェックとかがあって、その後、設工認でどこを見るんだというところで、主にはじゃあQCPはQCPとして、許可の段階で見てるので主は多分設計開発とかそこ以降の後段ところは設工認の中の品証のところで確認をかけるという、そういった認識でよろしいんでしょうか。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

そうですね。許可の段階で確認した品質管理体制について許可との整合性の観点から設工認段階でもきちんとその設工認段階での品質管理体制が構築されているというところを我々としても確認させていただくという流れになってございます。

○近畿大学原子力研究所（芳原） 分かりました。どうもありがとうございます。

○志間安全規制管理官 続きまして京都大学のほうからお願いできますでしょうか。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） ありがとうございます。京都大学の三澤といいます。

申請書のことでお伺いしたいと思っております。今回の改正の中で、我々添付11については大変申し訳ないと思っておりますが、添付11という品質管理に係るものが追加されているわけなんです、同じく本文の9号というところで、品質管理に関する体制の整備という説明書というのが求められております。

さらに元々の品質管理についてはこういう規則ができる前は添付5に記載するというところで、これは我々のところは2006年だったと思いますが、添付5に品質管理のことを記載するというふうにしておりました。今ちょっとその本文と添付5と添付11の関係というのはちょっとすいません、我々つい最近も審査していただいたばかりなんです、まだあまりしっかり理解していないというところもあります。

何かちょっと重複してるのではないかなという気もしておりますが、これについてはどのように整理、添付5もそうなんです、どういう形で整理していったらよろしいんでしょうか。よろしく願いいたします。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

添付5と品管の本文と添付11でございますけれども、まず添付5については基本的にその審査基準的なものは原子力安全委員会が定めたその技術的能力に係る指針でございますので、やはり主なポイントはこの技術的能力、運転遂行、運転をするなりその変更するに当たってのその技術的能力について、原子力安全委員会の指針に基づき必要な体制があるかというところを確認させていただいておまして、本品質マネジメントについては規制委員会規則で、こういったその品質管理体制を構築するよう求めてございまして、本文のほうの品質マネジメント体制の整備に関わる部分については、この規制委員会規則に基づく体制等が構築されているかというところを申請書に記載させていただいて、我々としてもそれを確認すると。

一方、添付11の品質管理に必要な体制の整備に関する説明書なんですけれども、ここは

なかなか我々のほうでも、こう書いてくれというのを示していないガイド等がない状況でございますが、今規則上の規定を見ると、変更後における品質管理に必要な体制の整備に関する説明書となっております。

これまで何件か許可、変更許可、変更承認を処分してきておりますけれども、あの京大のほうも処分ございますけれども、ここの説明書、添付11のほうでは本文に従って構築した体制についての具体的な説明なりが説明されているものというふうに理解しております。

ただここ実際はその本文、添付11というように何を書くべきかっていうのは、少し我々の中でも今議論があるところでございますして本日の御意見を踏まえて、今後そこの記載ぶりについては我々の中でも検討していきたいというふうには思っておりますけれども、一応本文が規制委員会規則に基づく体制をしっかりと書いていただいて、本文はそれに対する説明書というのが基本的な考え方になっているところがございます。

以上です。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） 京都大学、三澤です。どうもありがとうございました。

我々のところでは今年度中にまた変更申請を出す予定で考えておりますので、ぜひその辺りのときに添付11の記載方法についても御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○志間安全規制管理官 ほかにございますでしょうか。

今、京大の三澤先生のほうからも御指摘ありました添付11の件なんですけれども、こちらから許可の変更申請があったとき、品管体制について変更がなくても、変更後の品管体制について説明書はつけるよという今規則になっているんですけれども、その辺りについて、何を書けばいいのかとかいったところで、悩まれたりするようなこととか、いやここが過剰だなというふうなお思いになったこととかってというのは、なかったでしょうか。この機会にちょっと、その点についてももし悩まれてたりすることがあればということでお聞きさせていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） 京都大学、三澤ですがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

我々のところではつい最近作ったんですが、そのときにですね発電炉の添付11を参考したときに、発電炉の記載では、例えば今回の設置申請書を作る上でどういう品質体制でやっ

たか、それからこういうことが結構詳しく書かれていたんですが、そういうことを今後もそういう形にするのかどうかっていうところは、ちょっと発電炉と、並びに今回ちょっとなってないんですが、その辺りちょっと悩んだところでございます。

また今後御指導いただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○志間安全規制管理官 はい、ありがとうございます。

今、三澤先生からお話があったとおり発電炉では、許可変更の申請のときには、その変更に係るQMSをどういうふうに行ったのか、その実績をその説明書で書くようにということをお求めているようでございます。

そこら辺、試験炉のほうでは藤森からも説明させていただいたとおり、まだ明確に整理されていないところがありますので、これからしっかり整理はしていきたいと考えております。

その辺りにつきまして、ほかの事業者の方々から御意見なり、ございますでしょうか。

それでは立教大学の方からお願ひできますでしょうか。

立教大学の原子力研究所の方、お願ひできますでしょうか、音声が届きません。

○立教大学原子力研究所（北本） ミュート、失礼いたしました。

立教大学の原子力研究所の北本と申します。

立教大学では、この保安規定等の改定、しばらく前に行いました。そのときは随分規制庁の方には御相談させていただいて、ありがとうございました。

一応お礼だけ申し上げたいなと思って、ちょっと挙手させていただきました。

この件について管理室長の方、何かコメントとかあったらということでちょっと手を挙げさせていただいたんですが、大村さん何かコメントとかございますでしょうか。

とにかく、いろいろお世話になって、ありがとうございましたということで、このまま指示に従って進めていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○志間安全規制管理官 はい、ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。品証の件に限らず、試験炉の許可、設工認、保安規定認可に関しまして、その規制が過剰になってるんじゃないのかといったところとか、冗長になってるんじゃないのかといったところの懸念を持たれているところがあればと思いますけど。

JAEAの東京の方、お願いします。

○日本原子力研究開発機構（中村） はい、ありがとうございます。

原子力機構安全・核セキュリティ統括本部の中村です。

今、ここで個別具体のその課題・懸案等とお話しするものではなくて大変恐縮なんですけども、かねてより面談等の中で、今、管理官おっしゃられた過剰な規制要求になっているのではないかとといった点について、いろいろとお話させていただいているという認識でございます。機構の中でもそういったものがないかということも今、精査をさせていただきます。

ちょっと考え方、解釈の仕方、様々ございますのでまずはちょっと機構の中で揉ませていただいた後で改めて、必要に応じて御相談させていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げますということと、あとは原子力機構、様々な施設ございますけども施設に応じて面談審査会合等で個別にいろいろと御対応いただいておりますし、またあの機構での話については安全・核セキュリティ統括本部の役職者との面談等も設定させていただいております。その中で良好なコミュニケーションができていますと思っております。そういった場を利用して引き続きその円滑な許認可業務、御協力いただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○志間安全規制管理官 はい、ありがとうございます。

ちなみに内部検討の結果というのはいつ頃まとまりそうなのでしょうか。今回の一連の3条改正に係る不備を踏まえた再発防止策として、今回皆様と意見交換した結果も踏まえてですね、必要なところは規則・解釈の改正とかいった方向に研究炉等審査部門では進もうと考えています。

もうその船に乗れなかったら以降一切改正とかできないというわけではございませんけれども、その船はこの意見交換会が終わった後、まずは出発させようかなということは考えているので、ちょうどその船に乗れるかどうかといったところで、そのJAEAのほうでの内部検討の結果が出てくるのが近い将来であれば、ぜひその観点も含めて検討の船に乗りたいなとは思いますが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（中村） はい。

原子力機構安全・核セキュリティ統括本部の中村です。

ちょっと今この場で具体的にいつまでというふうなことは申し上げられないんですけど

も、既に各現場からの意見は安全・核セキュリティ統括本部のほうで持っていますので、今この時点でお話しできるのは近い将来御相談させていただくというレベルになってしまっています。またちょっとその辺詳細は個別に調整させていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

○志間安全規制管理官 はい、分かりました。できればこの機会に有益な御指摘というのを踏まえた形の改正ということをやっていきたいと思いますので、ぜひできれば早くお知らせいただければと思います。

そのほかにございますでしょうか。

それでは近大の芳原先生、お願いできますでしょうか。

○近畿大学原子力研究所（芳原） 近畿大学の芳原です。

その規制の強弱というか、規制の仕方でいうところではちょっとお聞きしたい点が1点ありまして、実用炉のほうでは工事に関して、たしかかつては認可工事と届出工事というグレード分けがされていたと思うんですけども、その仕組みが試験炉のほうには導入する予定とかそういう見通しっていうのはあるんでしょうかというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

よろしくお願いたします。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

実用炉と同様な、何が設工認で許可か、何が届出かというのは、なかなか試験炉の場合は施設によってタイプなり設備も違うので、今すぐにちょっとどうこうするっていうところは、なかなか今の時点ではないんですけども、ただ御紹介させていただきたいのが、行政相談等でいろいろ設工認が要るのか、要らないのかとか、あるいはこれ設工認の軽微変更届でいいのかあるいは認可なのかといったような行政相談をいくつも受けてございますので、それについて考え方をまとめたものを規制庁のホームページからアクセスできますが、「審査業務の流れ」というものの、試験炉関係の編がございますので、そちらに今言ったその実用炉のその考え方を踏まえて、試験炉で設工認の要・不要、それから軽微変更届、特に最近判断した事例については事例集として、その審査業務の流れの中で添付させていただいていますので、ぜひそこも御確認いただいた上で行政相談していただければと思いますし、そこも非常に参考になるとと思いますので、そちらぜひ皆さん御確認いただければというふうに思っております。

以上です。

○近畿大学原子力研究所（芳原） ありがとうございます。

審査業務の流れというそのページを見て、そこに事例集があるのでそれも参考にしながらということによろしいですかね。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

規制委員会のホームページで多分審査業務の流れで検索すると、いろんな施設編というのがあるのでその中の試験炉編を見ていただくと、その中に規制委員会で決まったそのグレーデッドアプローチの関係の考え方ですとか含めて、一応我々の審査に当たっての審査業務の流れとして取りまとめてございますので、その中の一つとして設工認についての考え方も実用炉の例を参考に、今の時点での我々の考え方をまとめてございますので、ぜひ御参考いただければと思います。

以上です。

○近畿大学原子力研究所（芳原） ありがとうございます。

○志間安全規制管理官 それでは京大の三澤先生でしょうか。挙手をいただいておりますのでお願いします。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） 恐れ入ります。何度も申し訳ございません。

京大安全管理本部長の三澤と申します。

まずは今日このような会議、機会をいただいて、いろいろな御説明をしていただきましたことに、本当感謝いたします。

我々としては、添付11を忘れたというミスをしてしまいまして、それで対応として、こういう規則の改正というものを察知するようなシステムを作って、適切に対応するというところで適用処理をしたところでございます。

ただ、そういうこと自体、我々としてはしっかりと規則改正には対応していこうというふうに思っておりますが、できればそういうことがあったときに、今回のような御説明の機会というのを開いていただきますと、特に今回の場合結構複雑なところもございまして、ということもあります。

もし可能であれば、何か大きな改正があったときには、こういう説明会を開いていただきますと、大変ありがたいと思います。我々もしっかりと対応したいと思いますが、もし可能であればそのようなことも御検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○志間安全規制管理官 三澤先生、ありがとうございます。管理官の志間でございます。

三澤先生の御指摘のとおりこちらとしても、今回やはり3条改正について、しっかりと説明が周知できていなかったといったところが一つ原因としてあるのではないかなというところを反省しております。そういった反省から今回意見交換会を開かせていただいたところなんですけれども、こちらは今後とも、節目節目で行っていくべきものだと考えておりますので、また機会を見つけてこういった意見交換会なり、説明会なりというのはしていきたいと考えております。

以上です。

○京都大学複合原子力科学研究所（三澤） 京都大学、三澤です。どうもありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上です。

○志間安全規制管理官 ほかにございませんでしょうか。

それでは最後に、近畿大学の杉山先生からお願いできますでしょうか。

杉山先生、声が聞こえないんですが。

○近畿大学原子力研究所（杉山） 大変失礼しました。

ちょっと一つだけ、違うことかもしれませんが、今日の流れの中で一つだけ質問したいことがあるんですけど、よろしいでしょうか。

○志間安全規制管理官 はい、お願いします。

○近畿大学原子力研究所（杉山） ありがとうございます。

それでは1点だけすみません。

資料1の設工認の中の、本文に工事工程を追加という項目があって、そこ一つだけ質問させていただきます。

確認なんですけれども、どうしてもこの設工認をもらってから、我々物を作ってみて、昨今の半導体不足とかがあるので、どうしても工事工程表をしっかり作ったんだけどちょっと守られないよということがあるかもしれないんですね。その場合は仕方がないですよ、ということよろしいでしょうか。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

設工認で工事工程表を追加となっていて、特に工事に入った後等には、特にこれ変更手続等は具体的な規定はないんですけれども、基本その許可のほうでの工事計画、工事工程に紐づくものというふうに考えておりますので、変更があれば許可のほうの工事計画が届出として我々のほうに提出されるものというふうに認識しております。

以上です。

○近畿大学原子力研究所（杉山） ありがとうございます。近大、杉山です。

認可後、どうしても1か月ぐらいのずれならいいんですけども、本当に半導体不足というのは読めないところがありまして、かといって業者さんに早くと言っても、最近届かないのは届かないところがありますので、そうなった場合には必ず一言、規制庁さんには伝えるようにいたしますので、よろしくをお願いします。

○志間安全規制管理官 はい、承知しました。

○近畿大学原子力研究所（杉山） ありがとうございます。

○志間安全規制管理官 それでは時間も過ぎておりますので、特に挙手もないようですので、第一部の議題は以上とさせていただきたいと思います。

また、三澤先生の御指摘に回答させていただく形で私のほうからも回答させていただきましたけれども、こういった意見交換会説明会というものは適時に行って、皆様としっかりとコミュニケーションを取りながら、審査を進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは以上をもちまして、意見交換会第一部を終了させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○志間安全規制管理官 定刻になりましたので、ただいまから第1回3条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会の第二部を開催いたします。

第二部は、廃棄物埋設施設及びクリアランスの許認可を取得されている方々との間での意見交換をしたいと考えております。

本日御参加いただいている方々といたしましては、日本原燃、ATENA、JAEAから御参加いただいております。

規制庁側からは、研究炉等審査担当安全規制管理官の私、志間、主任安全審査官の菅生、安全審査専門職の大塚が参加しております。

現在、原子力規制庁では、安全審査を合理的に進めるため、3条改正の施行、運用の結果として明らかになりつつある規制課題に対しまして、規則や運用の改善を検討しているところでございます。本意見交換会では、被規制者の皆様においても認識されている規制の課題について、各社から忌憚のない意見をいただければと考えております。

なお、この意見交換会の後には審査会合が予定されている関係で、第二部は2時15分までとさせていただきますことを御承知おきください。

また、本日の意見交換会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、テレビ会議システムを利用しております。音声が入った場合にはお互いにその旨を伝えるようにしてください。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。

第二部では、まず、規制庁側から、(5)の3条改正に係る書類及び手続きについて、(6)の廃止措置実施方針の公表後の見直しについての2件について、それぞれ説明をさせていただきますと思います。

それでは、規制庁から資料1の説明をお願いします。

○菅生主任安全審査官 規制庁の菅生です。

それでは、資料1、3条改正に係る書類及び手続きについて説明いたします。

1ページ目、本日の説明の趣旨でございます。

3条改正、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の第3条による改正のことを指しております。こちらが令和2年4月1日に施行されました。この施行に基づきまして、炉規法及び関係規則の変更が発生しております。それに伴い、許認可の基準及び申請書の記載事項が変更されています。

3条改正の施行後、一部の申請案件において書類及び手続きの不備が判明しております。これにつきましては、令和3年度第60回と第75回の原子力規制委員会においてその内容と対処方針について報告しています。

本件につきましては、炉規法及び関係規則の変更についての審査官の理解不足、それからチェック体制の欠落に起因し、また、申請者に対して遵守すべき事項を適切に周知できていなかったということが理由としております。

これを受けまして、本日の説明会で、原子力規制委員会の議論を踏まえた結果として、本件の再発防止を目的として、申請書の記載事項について改めて周知をするものとしております。

2ページを御覧ください。3条改正に経緯になります。

こちらは、平成29年4月に3条改正の一部を改正する法律が公布されております。

それで、令和2年4月に施行され、原子力施設の事業等の指定・許可の要件に、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の体制が基準に適合することを追加しております。

また、経過措置として、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の届出を要求しております。こちら、届出の期限としましては令和2年6月までというふうになっております。

3ページを御覧ください。こちらは3条改正に伴う追加要求になります。

原子力施設の事業等の指定・許可の要件に、原子力施設の設計及び工事並びにその使用に関する品質管理の方法及び体制が基準に適合することを、こちら追せ加しております。

これは、許可段階における申請書において、原子力施設の許可段階からその廃止措置まで一貫した品質管理体制に基づく品質管理活動の基本的な枠組みについて記載するということから要求しているものです。

4ページを御覧ください。3条改正に伴い申請書に追加となった事項を説明いたします。

すみません。こちらは、今回第二部、埋設を対象としていますが、資料が共通の資料となっていますので、埋設に関係ない箇所もありますので、それも含めて説明いたします。

許可につきましては、本文に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を追加しております。また、添付書類につきましては、同じく品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を追加しております。

設工認につきましては、第二種廃棄物埋設事業については求めていませんので、割愛い

たします。

続きまして、保安規定につきまして、こちら、申請書にこの関係法令及び保安規定の遵守のための体制、こちらはそもそも二種埋のほうにありましたので、こちらは試験炉規則で追加されたものなので、割愛します。設計想定事象に係る施設の保全に関する措置、それから施設管理、あと第二種埋設には長期施設管理方針がありませんので、こちらも関係ございません。

それから、品質マネジメントシステムを追加するということが追加されております。

続きまして、廃止措置計画、こちらも本文に性能維持施設に関することは第二種廃棄物埋設には関係ありませんので、品質マネジメントシステムに関する事項が本文それから添付書類に、説明書ですけれども、追加されているということになっております。

それから、クリアランスですね。本文に品質マネジメントシステムに関する事項を追加しております。それから添付書類につきましては、もともとは品質保証に関することを添付することになっていましたが、こちら、品質マネジメントシステムに関する説明書と変わったことによって、もともと放射能濃度確認対象物の保管場所と保管方法、こちらは品質保証に関することの説明書に記載されていたんですけれども、書く場所がちょっとなくなってしまったので、改めて追加をしているということになっております。

5ページを御覧ください。記載不備の概要をこちらで説明しております。

添付書類の添付漏れということで、3件ございます。

試験炉施設の設置変更承認申請において、こちら添付書類11の添付が漏れていたということで、こちら添付書類11とは、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書になります。

それから、二つ目の事象としまして、試験炉施設の設工認申請において、許可整合性に関する説明書の添付が漏れていたということが一つあります。

それからもう1件ですけれども、使用施設の使用変更許可申請において、添付書類4、こちらも品質管理に必要な体制の整備に関する説明書になりますが、添付が漏れていたという事象が3件ですね、こちらは起きております。

それから、一部補正時の記載不備ということで、使用施設の使用変更許可申請の一部補正書において、新旧対照表等により具体的な補正箇所を特定すべきところ、本文10号、こちらも品質管理に必要な体制の整備に関する事項になりますが、それと添付書類4における具体的な補正箇所が特定できない状態で補正があったという件が3件ございました。

6ページを御覧ください。ただいま説明した添付書類の添付漏れにつきまして、こちら、申請の際には、各事業規則に定める申請書記載事項及び添付書類をよく確認した上で申請をしていただければと思います。

7ページを御覧ください。使用変更許可申請の一部補正所の記載不備ということで、こちら、先ほど説明さしあげましたが、当初申請に添付されていた説明書がなくなった事例、それから本文の記載が添付書類の記載に差し替わった事例というのがございました。したがって、補正申請の際には、その当初申請の内容をよく確認の上、新旧対照表によって具体的な補正箇所を特定できるようにして申請をしていただければと思います。

資料1の説明は以上になります。

○志間安全規制管理官 続いて、資料4の説明をお願いします。

○菅生主任安全審査官 引き続き、原子力規制庁の菅生です。

資料4、廃止措置実施方針の公表後の見直しについて説明いたします。

こちら、1.趣旨でございます。こちら原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第2条の規定が平成30年10月1日から施行されておりますが、この施行によって、炉規法51条の24の3の規定に基づいて、廃棄物埋設事業者には廃止措置実施方針の作成と公表が義務づけられることになっております。こちら、廃止措置実施方針の作成等につきましては、二種埋規則の第22条の6の2から第22条の6の4までに定めておりますが、この第22条の6の4の規定では、廃止措置実施方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うように要求しております。こちら、改正法第2条の施行から5年が近づいておりますので、廃止措置実施方針を公表後に改訂していない事業者にあっては見直しが必要となるため、今回その旨をお知らせするものになってございます。

2.の廃止措置実施方針の見直し時期につきましては、この二種埋規則の第22条の6の4におきまして、事業者は、少なくとも5年ごとに廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないと規定しております。また、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドというものがございまして、こちらでは、作成等を行う時期において、廃止措置実施方針の公表後、少なくとも5年ごとに、当該廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があるときは変更を加えるものとするとしております。これらを踏まえて、事業者におきましては、期限までに廃止措置実施方針の見直しにつきまして、遺漏なき対応をお願いします。

2ページを御覧ください。3.の見直し後の対応です。

事業者におきましては、廃止措置実施方針の見直しによりまして、当該方針を変更した場合におきましては、原子炉等規制法51条の24の3第3項において、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針の公表を義務づけられていますので、こちら遺漏なき対応をお願いいたします。

また、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、こちら、平成30年1月26日に規制庁と事業者の間で面談をしておりますが、その面談で依頼した事項に基づきまして、引き続き当該公表の、廃止措置実施方針の公表の日時、日付ですね、公表したウェブサイトのURL等の提供をお願いいたします。

なお、としまして、見直しの結果、変更がなかったとしても、この見直しを行った日付を廃止措置実施方針に記載する必要がありますので、この第13号に基づく記載事項が変更となります。したがって、見直しがなかったとしても、廃止措置実施方針の変更と公表が必要となりますので、こちら、忘れないようにしていただければと思います。

資料4の説明につきましては以上になります。

○志間安全規制管理官 それでは、質疑に入りたいと思います。

これまで規制庁のほうから説明させていただきました2件の内容につきまして、御質問、御意見等がございましたら、Webexの挙手機能を使って挙手をしていただけますでしょうか。

特に質問、御意見等はございませんでしょうか。

今回、この意見交換会は、先ほど菅生のほうから説明させていただいたとおり、発端といたしましては、3条改正に伴いまして、新規に添付をする必要があるようになりました説明資料について、添付しないまま行政処分をしてしまったという不備がございました。そういったところから、もちろんこちら側の審査でそういったところをちゃんと見ていないまま行政処分をしてしまったというのが問題ではあると思うんですけれども、その問題の中にも、しっかりと3条改正で新規に要求する添付資料といったものを申請者にもちゃんと説明をしていなかった、周知できていなかったといったことが反省点として挙がりまして、今回改めて、3条改正自体は2年前に実施されて施行はされているんですけれども、改めて3条改正で新規要求となった添付書類の話というものをさせていただきました。

幸いなことに、廃棄物埋設やクリアランスにおいて、そういった新規要求となった添付書類が添付されずに行政処分を行ったという例はなかったんですけれども、こちらは研究

炉等審査部門の中の全体を通じて改めて注意喚起をさせていただくということで、意見交換会を企画させていただいております。

こういった機会というのは今まであまりなかったと思いますので、いい機会ですので、まずは3条改正絡みで新規要求となった案件と廃止措置実施方針の話について、今回、菅生のほうから説明させていただきましたけども、そちらについて御意見や御質問があれば、ぜひこの機会にレイズしていただければと思います。

それでは、日本原燃のほうからお願いします。

○日本原燃株式会社（宮内GL） 日本原燃の宮内と申します。

廃止措置実施方針の公表のところで、ちょっと1点確認の質問をさせていただきます。現在はこの公表後5年ごとに見直しをするという話になってございますが、日本原燃の埋設事業におきましては、昨年度の3号埋設等の安全審査の事業変更許可を取得したことに伴い、最新ですと2021年9月17日に改定をして公表してございます。そこで、次の、少なくとも5年を超えないという考え方の中で、例えば日本原燃の埋設、廃棄物埋設施設においては、次の改定というのは少なくとも2026年9月16日までという考え方でよろしゅうございますでしょうか。

以上です。

○菅生主任安全審査官 原子力規制庁の菅生です。

ただいま御質問いただいたとおり、日本原燃におかれましては2021年9月17日に改定をしております。少なくとも5年ごとということですので、2021年から起算して2026年が、最低限、次に改定をしてもらう必要がある時期になります。

○日本原燃株式会社（宮内GL） 日本原燃の宮内でございます。

承知いたしました。

○志間安全規制管理官 ありがとうございます。

そのほかに御質問、御意見、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日子定していた議題の最後の議題になりますけれども、その他ということで、今回規制庁のほうから説明させていただきました3条改正絡みで新規要求をさせていただくようになった説明資料と廃止措置実施方針の話以外にも、こちらでは今回の3条改正絡みの手続、書類の不備といったところの再発防止策として、過剰な規制要求となっていてところや冗長な規制要求となっているようなところ、そういったところも改善していこうということを考えています。そういった点について、やはり規制をする側じゃなくて、

される側のほうからも、そういった課題というか懸念というところを、持っているところがあれば、ぜひこの機会にお聞きして、今後の制度改正、制度運用の改善に盛り込んでいきたいということを考えております。

そういった視点から、皆様の側で規制が過剰ではないかといったところや、規制が冗長でいろんなところから同じような規制を受けていると。それを一本化できないかといったところで、課題というんですかね、問題意識を持っているところがあれば、この機会にお聞かせいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

JAEAにおかれましては、今、各拠点のものでの問題意識を安核本部のほうで取りまとめているというふうには聞いておりますけれども、その取りまとまる段階の前ではあるんですけれども、何か問題意識とかというところがあれば、お聞かせ願えれば幸いです。

では、JAEAの東京事務所からお願いします。

○JAEA（中村技術副主幹） 原子力機構安全・核セキュリティ統括本部、中村と申します。

今、管理官が御発言いただいたとおり、我々のほうでその過剰な規制要求等の改善について何か御意見できるところを精査中でございます。今回、この意見交換会の対象となっておりますクリアランス、あとは埋設に関しては、今のところ拠点のほうから、具体的な過剰規制になっているというようなことが思われるような案件については上がってきてございませんので、試験炉関係であったりとか使用施設関係であったりとかといった規制の中で、別途精査して御相談させていただきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○志間安全規制管理官 ありがとうございます。

ほか、ATENAのほうや日本原燃のほうから、何か今思うところがあれば、この機会にお願ひできますでしょうか。

○ATENA（久野主査） ATENAですけれども、挙手機能がちょっとよく分からなくて、今このまま発言させてもらってもよろしいでしょうか。

○志間安全規制管理官 結構ですよ。じゃあ、ATENA、お願いします。

○ATENA（久野主査） はい。ATENAの久野でございます。

今日はクリアランスに関する被規制者として出席させていただいておりますけれども、今、コメントいただいたというか、問合せいただいた件については、クリアランスの実績としてまだ少ないものですから、今後いろんなクリアランス申請をしていく中で、今言ったような運用の合理化等を相談させていただきたい案件が出てくると思いますので、今時

点、今、今日この時点で具体的にどういうものがあるかというのはないんですけども、今後そういったものが出てきたときには、タイムリーに相談、意見交換させていただくというような場を設けていただくようお願いしたいというものでございます。

以上です。

○志間安全規制管理官 分かりました。貴重な御意見、ありがとうございます。

また、こういった意見交換会というのは節目節目でやっていかなければいけないということも、今回の3条改正の不備の反省というところでこちらは認識しておりますので、今回に限らず、定期的にとは、やるとは言えませんが、節目節目の段階でやっていこうと思っていますので、ぜひその機会機会を捉えて意見をいかがければと思います。

それでは、日本原燃のほうはいかがでしょう。

○日本原燃株式会社（宮内GL） 日本原燃の宮内でございます。

当然、当社は被規制者として事業活動を行っている立場として、今回のこの廃棄物埋設に係る3条改正に係る対応のみならず、日常の活動の中での廃棄物埋設に関わる廃棄物埋設確認申請であるとか、そういったもろもろの諸手続のほうも、規制庁のほうとは日常的にコミュニケーションを取らせていただきながら対応しているところというところでございます。

現時点におきましては、特段そういった規制要求といったところで具体的にこうといったものは出ている状況にございませんが、先ほどのATENAさんと同様、またこの事業活動を通じて、どうしてもこういった不便が出るといったようなことがありましたら、その都度また規制庁のほうに御相談しながら進めていければというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○志間安全規制管理官 ありがとうございます。こちら、繰り返すにはなりますけれども、こういった意見交換会を節目節目で行っていきたくと思ひますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひします。

それでは、各、今日御参加いただひているJAEA、日本原燃、ATENAの皆様におかれましては、特段、現時点では意見はないということでござひますので、よろしいですか。

特段なければ、大分早いんですけども、会議は終了させていただこうかなとは思ひうんですけども、何か一言申したいというところがあれば、よろしいですか。

それでは、すみません、非常に短い時間ではござひましたけれども、今回の意見交換会、

これにて終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。